

【新型コロナウイルス関連情報】

アイルランド政府による行動制限措置の段階的緩和の発表

(3月31日発出領事メール)

3月30日、マーティン首相は演説を行い、感染力の強い新型コロナウイルスの英国変異株が欧州全域に深刻な困難を引き起こしている中、アイルランドは、分別を持って安全に前進すればこれを回避できるとして、行動制限措置を段階的に緩和していくことを発表しました。概要は以下のとおりです。在留邦人及びアイルランド滞在中の邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努め、アイルランド政府が示すガイドラインに従って感染予防に万全を期すとともに、今後の行動制限措置にくれぐれもご注意ください。

1 政府は、パンデミック対応計画改訂版にしたがい、4月中の行動制限の段階的緩和措置を発表した。同措置は4月12日に開始される。新型コロナウイルス感染症の市中における現状と公衆衛生上の勧告を検討した結果、かなりの数のワクチン接種が行われる前に、広範囲に制限措置を解除することは、感染の拡大や入院患者及び死亡者の増加を招き、制限措置を再度導入することになるというのが政府の見解である。相当のレベルでワクチン接種が進むまでは、段階的に制限措置を緩和することが、より良い安全なアプローチである。

2 4月12日から緩和される内容

- ・学校：学校における授業の完全再開。
- ・他の家族との面会：感染予防策を講じた上で2家族が屋外で面会可。個人宅の庭や家庭では不可。混雑した屋外のスペースでは、マスクを着用すべき。
- ・移動：居住する県内、又は、県境を越える場合の自宅から20km以内は可。
- ・建設・工事：すべての住宅建設は再開してよい。行動制限下でも建設・工事が認められる必要不可欠な建設・工事の対象に、早期教育、託児サービス及び学童託児サービスの施設を追加。

3 4月19日から、エリート級のスポーツを次のとおり拡大。

- (1) 全国運営機関が認可し組織するゲーリック・ゲーム（アイルランド式球技）連盟のトレーニング及び成人県対抗全国競技。20歳以下又は下部の競技は緩和の対象に含まない。
- (2) 一定のスポーツ競技において、全国のスポーツ振興組織である「スポーツ・アイルランド」に承認された特定の一流選手の活動再開。

4 4月26日から緩和される内容（そのときの公衆衛生状況次第で変更の可能性あり）

- (1) 屋外スポーツ施設
 - ・再開可（例：ピッチ、ゴルフ場、テニスコート）。

- ・屋外スポーツ施設での活動は、最大で2家族間に限定。
- ・クラブハウス等の屋内施設（不可欠なトイレを除く）は閉鎖。
- ・チーム・スポーツ又はトレーニングの活動は不可。

（2）屋外アトラクション

- ・再開可（例：動物園、屋外ペットファーム、歴史遺産サイト地）。
- ・遊園地は不可。
- ・屋内部分は閉鎖。ホスピタリティ業はテイクアウトのみ。適切な入場人数の制限を含む感染対策を徹底。

（3）未成年のスポーツ：ダンスを含む屋外で可能なあらゆるエクササイズ

- ・非接触、屋外訓練、15人以下のグループで再開可。

（4）葬儀

- ・参列者を最大25人まで増やす。
- ・葬儀前後に関連する集会を行うことは不可。

5 2回のワクチン接種が完了した者に対する優遇措置（発表後からすぐに有効）

（1）70歳以上の者及び医学的に脆弱な者には、現行ではより厳しい制限（例：公共交通機関の利用、店舗への訪問）を勧告していたが、ワクチン接種が完了した者に対しは、一般の者に対する勧告と同等にする。

（2）ワクチン接種が完了した者は、同じくワクチン接種を完了し完全に防護されている者（1家族に限る）を屋内に訪問してよい。その際、マスク着用及び2mの距離をとる必要はない。2回目のワクチン接種から2週間が経過するまでは、完全な防護とみなされない。2回目の接種を待っている者は、強化された防護措置を継続すること。

6 次の政府支援を6月30日まで継続。

- ・被雇用者給与補助スキーム (Employment Wage Subsidy Scheme)
- ・パンデミック失業手当 (Pandemic Unemployment Payment)
- ・COVID-19増額疾病手当 (COVID-19 Enhanced Illness Benefit)

7 行動制限措置の段階的緩和に関するアイルランド政府ウェブサイト

（1）3月30日のマーティン首相演説のトランスクリプト

https://merrionstreet.ie/en/news-room/speeches/speech_by_the_taoiseach_michel_martin.html

（2）3月30日付、行動制限措置の段階的緩和に関する政府プレスリリース

<https://www.gov.ie/en/press-release/81029-government-announces-phased-easing-of-public-health-restrictions/>

8 政府は、3月31日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を235,854件、累積死亡者数を4,687名と発表しました。

9 新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

10 新型コロナウイルスに関連する風評被害を受けた場合、また、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

電話番号(代表):01-202-8300 E-mail(領事班):consular@ir.mofa.go.jp